

## ユニバーサルデザインタクシー車両等の車体表示について

- 流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両等については、車両が流し営業で運行される場合には、車いす使用者等も乗車可能であることが外見で判別できることが必要。
- 以下の①及び②に該当する車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）として使用する場合は、以下に示すマークを
- ・15cm四方以上の大きさで、
  - ・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように
  - ・ペンキ又はステッカーにて
- 表示するものとする。
- また、③に該当する車両については、①及び②と同様に以下に示すマークを表示することを推奨するものとする。
- バリアフリー対応型乗合タクシー車両への表示については、一定の基準に適合したものについて以下に示すマークを外部より見やすいように表示することを推奨する。

①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両



②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両



③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両



● バリアフリー対応型乗合タクシー車両

